

# 公益社団法人国東市農業公社 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益社団法人国東市農業公社（以下「公社」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大分県国東市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、農地の流動化を推進するとともに、集落営農組織や新規就農者の育成、農作業受委託等の支援等を行うことにより、効率的かつ生産性の高い農業及び国東市農業の総合的な地域活性化の実現を図ることを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農地利用集積円滑化事業に関する事業
- (2) 農作業の受委託に関する事業
- (3) 中核的担い手及び新規就農者の育成支援に関する事業
- (4) 特産品の生産販売に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 社員

### (法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で、理事会の推薦により社員総会において承認され、本人が入会を承諾した者

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

### (会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、社員総会の承認を受けなければならない。

### (入会金及び会費)

第7条 会員になろうとする者は、社員総会において別に定める入会金を納入しなければ、会員になることはできない。

2 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

3 公社において、特別の経費を必要とするときは、社員総会の議決を経て会員から臨時の費を徴収することができる。

(任意退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を理事長に届け出て、社員総会の承認により任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 会費を1年以上納入しないとき。
- (2) 公社の名誉を毀損し、又は公社の設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日の1週間前までにその会員にその旨を通知するとともに、除名の議決を行う社員総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の会費の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会費等の不返還)

第11条 会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金は、返還しない。

## 第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の総額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 事業の全部又は一部の譲渡
- (7) 解散及び残余財産の処分

(8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 理事長は、前項の場合には、請求の日から2週間以内に会議を招集しなければならない。

4 社員総会を招集するには、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開会の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、前3項の規定の適用については、社員総会に出席したものとみなす。

5 理事会において、社員総会に出席していない正会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、社員総会に出席できない正会員は、議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第3項までの出席した正会員の議決権に算入する。

(決議の省略)

第19条 理事又は正会員が社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の会員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。この場合においては、その手続きを第15条第1項の理事会で定めるものとし、第16条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条の規定により作成した社員総会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。また、第18条第4項に規定する委任状その他の代理権を証明する書面及び第18条第5項に規定する議決権行使書については3箇月間備え置かなければならない。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上15名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、1名を副理事長とする。

3 第2項の理事長及び副理事長をもって法人法に規定する代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を開催し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長、副理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の終了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員により選任された理事の任期は他の理事の任期の残存期間と同一とする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 理事又は監事については、再任を妨げない。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除又は限定)

第28条 この法人は、法人法第112条の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を、総正会員の同意により免除することができる。

2 この法人は、法人法第113条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の限度において、社員総会の決議によって免除することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

### (3) 理事長、副理事長の選定及び解職

#### (招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

#### (議長)

第32条 理事会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長を議長とする。

#### (決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

3 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

4 前項の規定は、第23条第3項に規定する報告については適用しない。

#### (議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の変更を行う理事会については、一般社団法人等登記規則第3条（平成20年法務省令第48号）において準用する商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第61条第4項ただし書きに該当する場合を除き、他の出席理事も記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面について同様とする。

## 第7章 資産及び会計

#### (基本財産)

第35条 この法人の基本財産は、この法人の目的である事業を行うため必要な財産として理事会で定める財産とする。

2 基本財産は、社員総会の定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承諾を受けなければならない。

#### (事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、3箇月以内に理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号から第2号までの種類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定により報告又は承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、役員の名簿及び会員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。

5 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

2 前条の規定にかかわらず、第41条の規定はこれを変更することができない。

(解散)

第41条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消しに伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第43条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

(剰余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 事務局その他

(事務局)

第46条 公社の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。ただし、重要な職員の任免は理事会の承認を要する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附則

1 この定款は、法人法第306条第1項に定める公益法人の移行登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

2 法人法及び整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。）

3 この法人の最初の理事長は三河明史とし、最初の副理事長は林 浩昭とする。

令和3年3月3日 一部改正